

平成 1 9 年第 1 回臨時会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第1回臨時会会議録目次

第1日目（平成19年5月9日）	頁
○臨時議長紹介	3
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○仮議席の指定	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	3
○日程第 2 選挙第 1号 滝川市議会議長の選挙について	3
○日程第 3 選挙第 2号 滝川市議会副議長の選挙について	4
○日程第 4 議席の指定	5
○日程第 5 会期決定	5
○市長あいさつ	6
○日程第 6 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	6
○日程第 7 選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	6
○日程第 8 議案第 4号 市立病院建替計画等調査特別委員会の設置について 選任第 3号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	7
○日程第 9 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について	7
○日程第10 選挙第 4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について	8
○日程第11 選挙第 5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について	9
○日程第12 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について	9
○日程第13 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について	10
○日程第14 選挙第 8号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について	11
○日程第15 議案第 1号 監査委員の選任について	12
○日程第16 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	13
○日程第17 議案第 3号 工事請負契約の締結について	14
○日程第18 報告第 1号 平成18年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて	15
○日程第19 報告第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについて	15
○日程第20 報告第 3号 平成18年度滝川市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについて	16
○日程第21 報告第 4号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）	17

○日程第２２	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	20
○閉会宣告		21

平成19年第1回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成19年 5月 9日（水）

午前10時00分 開 会

午前11時51分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 選挙第 1号 滝川市議会議長の選挙について
- 日程第 3 選挙第 2号 滝川市議会副議長の選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会期決定
- 日程第 6 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 7 選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 8 議案第 4号 市立病院建替計画等調査特別委員会の設置について
- 選任第 3号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 9 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第14 選挙第 8号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第15 議案第 1号 監査委員の選任について
- 日程第16 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 報告第 1号 平成18年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第19 報告第 2号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第20 報告第 3号 平成18年度滝川市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第21 報告第 4号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第22 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番 渡 辺 精 郎 君

3番 酒 井 隆 裕 君

2番 窪之内 美知代 君

4番 清 水 雅 人 君

5番	関 藤 龍 也 君
7番	山 口 清 悦 君
9番	大 谷 久美子 君
11番	堀 重 雄 君
13番	堀 田 建 司 君
15番	山 腰 修 司 君
17番	水 口 典 一 君

6番	本 間 保 昭 君
8番	中 田 翼 君
10番	荒 木 文 一 君
12番	三 上 裕 久 君
14番	田 村 勇 君
16番	井 上 正 雄 君
18番	山 木 昇 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君
市民生活部長	狩 野 道 彦 君
経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
建 設 部 長	岡 部 豊 君
教育部指導参事	早 瀬 公 平 君
監査事務局長	山 本 幹 夫 君
秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
企 画 課 長	舘 敏 弘 君

副 市 長	末 松 静 夫 君
理 事	谷田部 篤 君
総 務 部 参 事	辰 巳 信 男 君
保健福祉部長	居 林 俊 男 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君
教 育 部 長	小 田 真 人 君
教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君
病院事務部長	東 照 明 君
総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
財 政 課 長	西 村 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	飯 沼 清 孝 君
書 記	寺 嶋 悟 君

副 主 幹	中 川 祐 介 君
書 記	對 馬 美 穂 君

開会 午前10時00分

◎臨時議長紹介

○事務局長 本日の会議の開会に先立ちまして、私どもからご説明を申し上げます。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選出されますまで、地方自治法第107条の規定によりまして年長の議員が臨時議長の職務を行います。本日の出席議員中、山腰修司議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

山腰議員、どうぞ議長席の方にお越しくださるようお願いいたします。

○臨時議長 おはようございます。ただいま紹介いただきました山腰であります。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行わせていただきます。

◎開会宣告

○臨時議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成19年第1回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○臨時議長 これより本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長 この場合、議事の進行上仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○臨時議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡辺議員、窪之内議員を指名いたします。

◎日程第2 選挙第1号 滝川市議会議長の選挙について

○臨時議長 日程第2、選挙第1号 滝川市議会議長の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長から議案について説明をいたします。

○事務局長 ただいま上程されました選挙第1号の議案をお開き願いたいと思います。議案提出者として印刷してございます滝川市議会臨時議長の次に山腰修司と加筆願います。

○臨時議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川市議会議長に中田翼議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中田翼議員を滝川市議会議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中田翼議員が滝川市議会議長に当選されました。

当選されました中田翼議員には、本席よりその旨を告知いたします。

中田翼議員の議長当選承諾のあいさつをお願いいたします。中田議員。

○中田議員 ただいま信任をいただきました。まことにありがとうございます。非常に感激をいたしております。しかもその責任の重さに改めて心を決意いたしているところでございます。私は、今後4年間ににつきましては、議会の透明性を高め、提言できる議会をつくるようにしたいと考えております。どうぞ皆さん、ご理解の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

言葉は足りませんが、承諾のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長 これをもちまして臨時議長の職務は終了いたしましたので、新議長に交代いたします。

◎日程第3 選挙第2号 滝川市議会副議長の選挙について

○議長 日程第3、選挙第2号 滝川市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

議会事務局長から議案について説明がございます。

○事務局長 ただいま上程されました選挙第2号の議案をお開き願いたいと思いますが、議長が決定したことに伴いまして、議案提出者として印刷してございます滝川市議会議長の次に中田翼と加筆願います。

なお、後ほど上程が予定されております選任第1号及び第2号、議案第4号及び選任第3号並びに選挙第3号から第8号までの議案につきましても、それぞれ滝川市議会議長の次に中田翼と加筆願います。

○議長 長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川市議会副議長に水口典一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました水口典一議員を滝川市議会副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました水口典一議員が滝川市議会副議長に当選されました。

当選されました水口典一議員には、本席よりその旨を告知いたします。

水口典一議員の副議長当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

○水口議員 ただいまはご推挙を賜り、まことにありがとうございます。本当に身に余る大役に責任の重さをひしひしと感じているところでございます。ある新聞には、市民クラブは野党という記載がございましたが、私は是々非々という立場で、そして私らしく輝かしいまちづくりのために全身全霊を向けて邁進していく所存でございます。

どうか議員の皆様、そして理事者の皆様にはご指導、ご鞭撻賜りますよう心からお願いを申し上げます。一言のごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

◎日程第4 議席の指定

○議長 長 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、滝川市議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席配置図を配付させます。

(議席配置図配付)

○議長 長 議席の番号及び氏名は、ただいま配付いたしましたとおりの内容で指定いたします。

氏名標をお立て願います。

◎日程第5 会期決定

○議長 長 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎市長あいさつ

○議長 長 この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 このたびの臨時市議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの統一地方選挙におきまして、議員定数が22から18ということで削減されました中で見事栄冠を勝ち取られまして、滝川市議会議員として選任をされました皆さん方に心からお祝いを申し上げたいと存じますし、ただいま議長、副議長が選任されたところでもあります。私も市民の皆さん方のご支援をいただきまして、2期目の就任をさせていただくこととなりました。新しい議会の皆さん方とともに、滝川のより輝かしい未来を求めながら、今対応していかなくてはならないことは何かということ十二分に考えつつ、私自身も40の約束というマニフェストを出させていただきましたので、市民の皆さん方のご意見をよく勘案しながら、それを施策化して、議会の十分なお審議をいただく中で着実に推進してまいりたいというふうに思っているところでございますので、よろしくご指導、ご鞭撻、ご議論を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎日程第6 選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第6、選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決定いたしました。

◎日程第7 選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第7、選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決をいたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第4号 市立病院建替計画等調査特別委員会の設置について

選任第3号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第8、議案第4号 市立病院建替計画等調査特別委員会の設置について、選任第3号 市立病院建替計画等調査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についての2件を一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び選任第3号の2件はいずれも可決されました。

選任第1号及び選任第2号が可決されたことに伴い、各常任委員会並びに議会運営委員会が所管する閉会中継続調査項目を協議するため、それぞれの委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前11時07分

○議長 長(副議長) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしますが、この日程から中田議長と交代し、議事を進行いたします。

◎日程第9 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長 長(副議長) 日程第9、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定に基づき、1名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名

推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に私水口典一を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました水口典一を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました水口典一が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選いたしました。

◎日程第10 選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長(副議長) 日程第10、選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知衛生施設組合同規約第5条第2項の規定に基づき、4名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、関藤龍也議員、大谷久美子議員、堀重雄議員並びに山腰修司議員の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました関藤龍也議員、大谷久美子議員、堀重雄議員並びに山腰修司議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第11 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

○議長(副議長) 日程第11、選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、滝川地区広域消防事務組合規約第5条第2項の規定に基づき、3名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に、清水雅人議員、荒木文一議員並びに田村勇議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水雅人議員、荒木文一議員並びに田村勇議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第12 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長(副議長) 日程第12、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域水道企業団規約第5条第1項の規定に基づき、5名の企業団議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に、窪之内美知代議員、本間保昭議員、山口清悦議員、三上裕久議員並びに井上正雄議員の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました窪之内美知代議員、本間保昭議員、山口清悦議員、三上裕久議員並びに井上正雄議員が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第13 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議 長(副議長) 日程第13、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、石狩川流域下水道組合同約第5条第2項の規定に基づき、2名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、山口清悦議員並びに堀田建司議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山口清悦議員並びに堀田建司議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第14 選挙第8号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(副議長) 日程第14、選挙第8号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本市選挙管理委員4名並びに補充員4名がそれぞれ平成19年5月11日で任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、選挙管理委員、補充員ともに地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

先に、滝川市選挙管理委員4名の指名を行います。滝川市選挙管理委員に、藤井忠志氏、藤本清正氏、山本佳子氏並びに林弘氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各氏を滝川市選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤井忠志氏、藤本清正氏、山本佳子氏並びに林弘氏が滝川市選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員4名の指名を行います。補充員は補充の順位別に、第1順位に池田勲氏、第2順位に太刀川令子氏、第3順位に丹羽修身氏、第4順位に大山口重信氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各氏をその順位のとおりの補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、補充員は、第１順位に池田勲氏、第２順位に太刀川令子氏、第３順位に丹羽修身氏、第４順位に大山口重信氏が当選されました。

◎日程第１５ 議案第１号 監査委員の選任について

○議 長（副議長） 日程第１５、議案第１号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市監査委員、田村勇氏が平成１９年４月２９日で任期満了となりました。あわせて、滝川市監査委員、八幡吉宣氏が平成１９年５月１１日で任期が満了することとなります。したがって、後任として、それぞれ下記に記載をしております両氏を選任いたしたく、地方自治法第１９６条第１項の規定により同意を求めるものであります。

滝川市監査委員、田村勇氏の後任といたしまして堀田建司氏、滝川市監査委員、八幡吉宣氏の後任といたしましては引き続き同氏を選任いたしたいというふうに提案をさせていただきます。

なお、両氏の略歴書につきましては、お手元に参考資料として配付をさせていただいておりますので、ご一読を賜り、よろしく同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長（副議長） 説明が終わりました。

これより議案第１号のうち、八幡吉宣氏について質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長（副議長） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長（副議長） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１号のうち、八幡吉宣氏について採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

続きまして、議案第１号のうち、堀田建司議員について質疑に入ります。

この場合、地方自治法第１１７条の規定により堀田議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席されておりますので、このまま会議を続行いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長（副議長） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長(副議長) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号のうち、堀田建司議員について採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

(堀田議員入場)

◎日程第16 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 長(副議長) 日程第16、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、好川章氏が平成19年6月14日で任期満了となりますために、後任として引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 長(副議長) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長(副議長) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長(副議長) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長(副議長) 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第17 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（副議長） 日程第17、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

工事名は、滝川市営住宅江陵団地建てかえ第2期工事でございます。契約の目的は、工事の請負契約のためでございます。契約の方法でございますけれども、公募型指名競争入札で実施をし、契約の金額は1億6,978万5,000円でございます。契約の相手方は笹木・小田経常共同企業体、代表は笹木産業株式会社取締役社長、笹木和幸、構成員は有限会社小田建設代表取締役、小田朋弘でございます。

内容につきまして参考資料によりご説明申し上げますので、次のページをお開きいただきたいと思います。この建築工事につきましては、記載の市内単体1社と4企業体を指名し、5月7日に入札を執行した結果、笹木・小田経常共同企業体が1億6,978万5,000円で落札決定をしております。建物の構造、規模については、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ面積は1,268.24平方メートルでございます。住戸の形式は、1LDKが4戸、2LDKが8戸、3LDK4戸の計16戸でございます。建物内には、自転車置き場、物置、外部にはごみ置き場を配置し、また外構は駐車場、菜園などを計画しております。本工事は単年度工事としており、工事の完成期限は平成20年3月27日を予定しております。建設位置並びに配置図を参考資料に記載しておりますので、お目通し願いたいと思います。

また、この工事に関連いたしまして電気設備工事、給排水設備工事、外構設備工事については、本件が議決後順次発注する予定でございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（副議長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は可決されました。

◎日程第１８ 報告第１号 平成１８年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長（副議長） 日程第１８、報告第１号 平成１８年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第１号 平成１８年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明を申し上げます。

平成２０年度からの後期高齢者医療制度創設に備えるための経費として計上しております北海道後期高齢者医療システム構築委託料１，１３４万円についてでございますが、システム改修費国庫補助が国の平成１８年度補正予算として計上されたことに伴いまして、３月の議会におきまして平成１８年度滝川市一般会計補正予算（第７号）の中で、工期等の理由により翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費とすることの議決をいただいたところでございますが、この繰越明許費について地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告をするものであります。

表に記載のとおり、繰越額として１，１３４万円、財源内訳は１９年度歳入となる国庫支出金４６６万円、一般財源６６８万円であります。

以上で報告を終わります。

○議長（副議長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第１号は報告済みといたします。

◎日程第１９ 報告第２号 平成１８年度滝川市国民健康保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長（副議長） 日程第１９、報告第２号 平成１８年度滝川市国民健康保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第２号 平成１８年度滝川市国民健康保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

これにつきましても、去る３月の議会におきます平成１８年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の中で、医療制度改正に伴うシステム改修委託料７５６万円について翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費とすることの議決をいただきましたところであります。この繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するもので

ございます。

表に記載のとおり、繰越額として756万円、財源内訳は国庫支出金250万円、一般財源506万円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（副議長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第20 報告第3号 平成18年度滝川市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議長（副議長） 日程第20、報告第3号 平成18年度滝川市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 報告第3号 平成18年度滝川市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明申し上げます。

去る3月議会におきまして、平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算の中で、医療制度改正に伴うシステム改修委託料192万6,000円につきまして、工期等の理由により翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費とすることの議決を受けたところでございますが、この繰越明許費につきまして地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

表に記載のとおり、繰越額としては192万6,000円、財源内訳は国庫支出金96万3,000円、一般財源96万3,000円でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（副議長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第21 報告第4号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長（副議長） 日程第21、報告第4号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第4号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告し、ご承認賜りたいとするものでございます。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例で、専決処分年月日は平成19年3月30日であります。これは、平成19年3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、この法改正に伴い、本年度における市税の賦課事務等に支障を来しますことから、改正の一部を専決処分したものでございます。

初めに、平成19年度の地方税法の改正の要点を概略申し上げますと、個人住民税では、租税条約の相手国の社会保障制度下で保険料を支払った場合に社会保険料の控除の適用対象となったこと、二つ目としては上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する10パーセントの軽減税率の特例措置の適用期限が1年延長されたこと、三つ目としては特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例が2年延長されたこと。法人市民税では、人格のない社団及び個人等が法人課税信託の引き受けを行う場合に法人税割額が課されることとなったこと。これは、滝川では該当なしと考えてございます。さらに、地方たばこ税では、特例税率をそのまま本則税率とすることになったこと。固定資産税では、65歳以上の高齢者等が居住する住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置が創設されたこと、二つ目としては鉄軌道用地の評価につきましては次の評価替え年度である平成21年度を待たずに平成19年度から実施できるようになったこと。以上が主な内容でございます。

次に、改正条例の内容をご説明いたしますので、報告第4号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をお開き願います。

第23条第1項は、市民税の納税義務者等の規定でございますが、信託法の改正に伴い、人格のない社団、個人等が法人課税信託の引き受けを行う場合に法人税割額を課する改正でございます。

第31条は、法改正に伴う条文整理であります。

第94条は、たばこ税の税率の規定ですが、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例措置を廃止し、当該税率を本則税率に改正するものでございます。

第129条は、法改正に伴う条文整理であります。

附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、平成19年1月1日以前からある既存の住宅について一定のバリアフリー改修工事を本年4月1日から平成22年3月31日までの間に行った場合、翌年度分の固定資産税額について100平方メートルを限度に3分の1の減額措置を講じるものであり、また改修工事が完了した日から三月以内に申請することを必要とするという改正でございます。その要件としましては、65歳以上の方が居住する既存の住宅、また要介護認定または要支援認定を受けている方が居住する既存の住宅、障害者の方が居住する既存の住宅で、工事費が30万円以上であることでございます。

附則第11条の3は、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例の規定で

すが、土地の評価額については地目の変換等がない限り基準年度の価格が3年間据え置かれることとされておりますが、このたびの鉄軌道用地の評価替えは次の評価替え年度である平成21年度を待たずに平成19年度から実施できる改正であります。なお、この適用対象としましては、札幌など大都市における複合的利用に供する駅ビルなどの鉄軌道用地でございますので、今のところ本市では該当いたしません。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例規定ですが、先ほど説明いたしました第94条の内容でございます。

附則第17条の2及び附則第19条の2は、法改正に伴う条文整理であります。

附則第19条の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例の規定ですが、特例期間を1年延長する改正でございます。

附則第20条は、特例中小会社、いわゆるベンチャー企業でございますが、が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例等の規定ですが、特例期間を2年延長する改正でございます。

附則第20条の5は、保険料に係る個人の市民税の課税の特例の規定ですが、日本国内居住者が条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料について、社会保険料とみなして地方税法の規定を適用することにより社会保険料控除の対象とする改正でございます。

附則第34条は、法改正に伴う条文整理でございます。

次に、改正条例の附則でございますが、滝川市税条例の一部を改正する条例の4ページをお開き願います。第1条は施行期日で、平成19年4月1日からの施行でございますが、同条第1号の法改正に伴う条文整理部分は平成20年4月1日からの施行、同条第2号は信託法の施行の日から、同条第3号は証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日からの施行でございます。

第2条は市民税、第3条は固定資産税、第4条は都市計画税に係る経過措置でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（副議長） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、附則第10条の2について質疑を行いたいと思います。

この条例改正で、バリアフリーに関する支援というか、そういうものが一つふえるということになりますが、条例化するに当たって、これを実効あるものとするために、市民の方が気づいて申請が100パーセントできるような、そういった保証といいますか、体制といいますか、進め方といいますか、そういったことについて伺いたします。

○議長（副議長） 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまご質疑のありました市民周知の関係でございますが、これにつきましては広報たきかわでわかりやすく説明記事を掲載いたしますので、それで市民の皆様には十分周知徹底されるものと考えております。

○議長（副議長） 清水議員。

○清水議員 広報たきかわは一回きりということで、毎年固定資産税の納付時期に繰り返される

としても1年に1回と、そういったときに気づけばできるということで十分なのか。あるいは、施工業者から、こういった制度もあるので、例えば15万円納めているところが3分の1ということは5万円安くなるのですよということであれば、営業の方にもプラス面が生まれる。また、介護保険でのいろんな書類を送る、あるいは周知をする、障害を持った方に同様にする場合に行うことでより効果が高まるというふうに思いますが、広報以外にもそういった徹底をすることについてのお考えを伺います。

○議長（副議長） 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 広報だけではちょっと不安だというようなことだと思うのですが、これにつきましては税務課サイド並びに介護福祉課、福祉課とも連携をとりまして、広くPRをさせていただきますし、またこの件については平成22年3月末までの間のバリアフリー改修ですから、ぜひこういうPRについては考えてまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長（副議長） 渡辺議員。

○渡辺議員 私のお尋ねしたかった第1番につきましては、ただいま清水議員が質疑いたしましたので、そこはカットいたしますが、同じような趣旨で改正要旨の2ページのところなのですが、そこを詳しくご質疑をしたいと思います。一番下の方の附則第20条の5、保険料に係る個人の市民税の課税の特例ということで、そこに所得割の納税義務者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について一定の金額を限度として総所得金額等から控除することとするための改正と、こういうことなのですが、租税条約の相手国の社会保障制度とか、こういうところは市民の皆さんに関係あるものなのか、関係がないものか。ここを抜かせば、ほとんどの人が関係あるのかなとこの間から見ていたのですが、相手国とか租税条約とか、こういうことになるから、ほんの一部かなと思うし、こういうところを先ほどの市民周知をどういうふうにするのかということです。その中で特に、一定の金額を限度としてということがあるのですが、では一体一定の金額ってどれほどなのか。随分不明なことがいっぱいあるので、そこを今も説明をしていただきたいし、先ほど清水議員の言ったような市民周知の方、広報にしっかりと書かなければ、何が何だかわからなくなってしまうのではないかと思います。

2点目なのですが、というようなことで多くの市民には関係ないのかなと思うのですが、年末調整とか確定申告等の中でそういうことが関係あるのか、ないのか、こういうことも含めて質疑をしたいと思います。お答えいただきたいと思います。

○議長（副議長） 答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 これは、条約の相手国で生活、勤務されている中で社会保険料等を控除された方がまた帰国されて、控除を条約の相手国でもしましたという、そういう申告の関係でございますので、そういうお立場の方であればある程度、これは税務署等からも助言等もありますし、これはすべての方が対象となるものでございませぬので、この辺は税務課サイドとしましては相談にはいつでも応じれるような体制は整えてございますので、ご理解いただきたいなど、そう思います。

○議長（副議長） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長（副議長） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件を承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認することに決しました。

◎日程第22 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長（副議長） 日程第22、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回臨時会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

（「間違いじゃないですか」という声あり）

○議長（副議長） 休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（副議長） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ただいま閉会中の継続調査等の申出について訂正の申し出がございましたので、これを許し、ご説明をお願いいたします。本間議員。

○総務文教常任委員長 訂正箇所についてご説明申し上げます。

総務文教常任委員会の1番、財政・企画及び行財政運営についてを企画及び行財政運営についてに訂正していただきたいということでございます。

○議長（副議長） ただいま本間議員より、総務文教常任委員会の調査項目におきます1番目、財政・企画及び行財政運営についてを「財政・」を削除し、企画及び行財政運営についてということでの訂正の申し出がございました。

これを含めまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（副議長） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎閉会宣告

○議長（副議長） 本臨時会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これにて平成19年第1回滝川市議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会臨時議長

滝川市議会議長

滝川市議会副議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員